

観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン(抄) 新旧対照表(案)

(注) 本資料は、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン～観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりに向けて～」(平成27年11月18日、一部改正令和5年4月3日、観光庁長官)の一部を用いて作成した新旧対照表(案)であり、ガイドライン全文を網羅したものではない。

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）～目次

（旧）

- I 背景
- II 観光地域づくり法人の目的
- III 観光地域づくり法人の役割
- IV 観光地域づくりの関係者の役割分担と連携
 - (1) 各層の観光地域づくり法人の役割分担と連携
 - (2) 自治体との連携
 - (3) 日本政府観光局との連携
 - (4) 観光地域づくりに関する地域の関係者との連携
 - (5) 地域住民との連携
 - (6) 国との連携
- V 登録の区分、登録要件及び登録のフロー
 - (1) 登録の区分
 - (2) 登録要件
 - (3) 登録のフロー
 - a. 観光地域づくり法人形成・確立計画の作成・提出
 - b. 観光地域づくり候補法人の登録
 - c. 登録観光地域づくり法人の登録
 - d. 形成計画の公表
 - e. 自己点検の実施、事業報告書の作成・提出
 - f. 登録の取消
 - g. 登録内容の変更
 - h. 登録・報告に関する手続

（新）

- I 背景
- II 目的等
- III DMOの使命
- IV DMOの役割
- V 観光地域づくりの関係者の役割分担と連携
 - (1) 各区分のDMOの役割分担と連携
 - (2) 地方自治体との連携
 - (3) JNTOとの連携
 - (4) 観光地域づくりに関する地域の関係者との連携
 - (5) 地域住民との連携
 - (6) 国との連携
- VI 登録の区分、登録要件及び登録のフロー
 - (1) 登録の区分
 - (2) 登録要件
 - (3) 登録の更新要件
 - (4) 登録のフロー
 - a. 観光地域づくり法人形成・確立計画、観光地経営戦略の作成・提出
 - b. 登録観光地域づくり法人の登録
 - c. 形成計画と観光地経営戦略の公表
 - d. 自己点検の実施、形成計画、事業報告書及び事業計画書の作成・提出
 - e. 登録の取消
 - f. 登録内容の変更
 - g. 登録・報告に関する手続

附則

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

I 背景（略）

II 観光地域づくり法人の目的

観光地域づくり法人は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である。

III 観光地域づくり法人の役割

観光地域づくり法人が必ず実施する基礎的な役割・機能（観光地域マーケティング・マネジメント）としては、
 ②各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立

（新）

I 背景（略）

II 目的等

観光地域づくり法人（以下、「DMO」という。）は、観光立国推進基本計画の基本理念に沿い、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づく観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人である。
 本ガイドラインは、DMOの登録及び更新にかかる要件を定めることにより、DMOの質の向上を図り、以てDMOの管轄するエリア（以下、「マネジメント区域」という。）の地域経済を持続的に成長させ、効率的に活性化させることを目的とする。

III DMOの使命

DMOの使命は、以下のとおりである。

- 1 持続可能な観光地域づくりを行うこと
- 2 地域の観光経済拡大を行うこと

IV DMOの役割

DMOが必ず実施する基礎的な役割は、以下のとおりである。

- 1 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた観光地経営戦略の策定、重要業績評価指標（Key Performance Indicator）（以下、「KPI」という。）の設定・PDCAサイクルの確立

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

（新）

③地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備に関する地域の取組の推進

④関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション

①観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成が挙げられる。

IV 観光地域づくりの関係者の役割分担と連携

観光地域づくりの関係者の役割分担については、国、日本政府観光局（JNTO）、各層の観光地域づくり法人、自治体の役割分担が不明確であり、取組内容の重複も見られる等効率的に取組が実施されていない場合があるとの指摘や、地域における観光施策の意義、その達成に向けての自治体・観光地域づくり法人の役割が十分に共有されていない場合もあるとの指摘がなされている。

このため、国、日本政府観光局、各層の観光地域づくり法人、自治体は、それぞれの取組が重複することなく、効率的に実施されるよう、各主体の既存の取組で活用可能なものを最大限活用することを前提として、それぞれの役割及び取組内容を以下のとおり明確化する。

2 地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや二次交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の受入環境の整備等の着地整備に関する地域の取組の推進

3 関係者が実施する観光関連事業と戦略との整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション

4 DMOを中心とした観光地域づくりを行うことについての多様な関係者との体制構築・合意形成

5 DMOが上記①から④の役割を達成するために必要な組織の確立と財源の確保

V 観光地域づくりの関係者の役割分担と連携

DMOは、効率的な事業実施の観点から、マネジメント区域が重複するエリアにおける登録区分ごとの役割分担のほか、国、地方自治体、日本政府観光局（以下、「JNTO」という。）、地域の関係者、地域住民等の関係者との役割を明確化させた上で、連携して事業に取り組むこと。

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

V 登録の区分、登録要件及び登録のフロー

（1）登録の区分

観光地域づくり法人は、活動の対象地域の範囲に応じて以下の3区分での登録を行う。

○広域連携DMO：

地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

○地域連携DMO：

複数の自治体にまたがる区域を一体とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

○地域DMO：

原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

（新）

VI 登録の区分、登録要件及び登録のフロー

（1）登録の区分

DMOは、活動の対象地域の範囲に応じて以下の4区分での登録を行う。

○広域連携DMO：

地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

○都府県域DMO：

単一都府県の全域を対象とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

○地域連携DMO：

複数の地方自治体にまたがる区域を一体とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

○地域DMO：

原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マネジメントやマーケティング等を行うことにより観光地域づくりを行う組織

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

（2）登録要件

観光地域づくり法人の登録要件は以下のとおりとする。
〔2〕各種データ等の継続的な収集・分析、データ等に基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立

以下の①～③のすべての取組を行うこと。

- ② データに基づく明確なコンセプトを持った戦略の策定（自治体が策定する観光振興計画が存在する場合は、当該計画と戦略との整合性が留意され、当該計画の策定・見直し等への関与がなされること）

（新）

（2）登録要件

DMOの登録要件は以下のとおりとする。
〔1〕観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集・分析

以下のⅠ～Ⅲのすべての取組を行うこと。

Ⅰ 観光地経営戦略の策定

以下の①～⑫の全ての要素で構成され、中長期（4～5年間）を対象とした観光地経営戦略を作成すること（但し、広域連携DMOは⑦と⑧と⑨について、また、都府県域DMOは⑦と⑧について、その限りではない。）

- ① 観光地のビジョン、重要目標達成指標（Key Goal Indicator）（以下、「KGI」という。）
- ② 観光地のビジョンに基づくDMOの使命
- ③ データの活用方針
- ④ 環境分析
- ⑤ 観光地域マーケティング戦略
- ⑥ 地域のマーケティングミックス（4P）戦略
- ⑦ マネジメント区域における受入環境整備の方針
 - ・ 基礎的なインバウンド受入環境整備の方針
 - ・ 二次交通の課題解決や確保の方針
 - ・ ガイドの確保や育成の方針
- ⑧ 顧客管理の方針
- ⑨ 観光による受益を広く地域に行き渡らせる方針
- ⑩ 戦略の重要成功要因（Key Success Factor）（以下、「KSF」という。）、KPI
- ⑪ 実行計画
- ⑫ 効果検証の体制とその方法

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

- ① 各種データ等の継続的な収集・分析
- ③ KPIの設定・PDCAサイクルの確立

（新）

Ⅱ 各種データ等の収集・分析、KPIの設定
以下の①～④の全てにおいて、データが収集・分析出来る仕組みが構築されていること。（但し、広域連携DMOは②と③について、また、都府県域DMOは③について、その限りではない）。なお、目標値の設定にあたっては、国全体の目標等を踏まえ、過度に甘い水準としないこと。

- ① 旅行消費額
- ② 域内調達率
- ③ 住民の持続可能な観光に対する満足度
- ④ マネジメント区域のウェブサイト等（外国語サイトに限る）のアクセス数

Ⅲ その他

広域連携DMO及び都府県域DMOについては、Iに関して、特に、マネジメント区域において優先的にすべき以下の内容についての方針を策定すること。

- ① 広域的なデータの収集・分析
- ② 人材育成のための研修
- ③ マネジメント区域内の「売り」を踏まえたポジショニング（都府県域DMOに限る）
- ④ インバウンド向けの旅行商品を流通させるための取組
- ⑤ 国内旅行者向けの旅行商品を流通させるための取組（都府県域DMOに限る）
- ⑥ 地方運輸局及びJNTOと連携したインバウンド向けのプロモーション（広域連携DMOに限る）
- ⑦ 大規模災害時の風評被害対策（広域連携DMOに限る）

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

〔3〕 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション

以下の①～③のすべての取組を行うこと。

- ① 地域社会とのコミュニケーション・観光地域づくりに関する地域の関係者への業務支援を通じて、戦略を多様な関係者間で共有すること
- ② 観光資源の磨き上げや地域が観光客に提供するサービスの品質管理・向上・評価する仕組みや体制を構築すること
- ③ 観光客に対して地域一体となって戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーションを行うこと

（新）

〔2〕 戦略に基づく取組の具体化と実施・検証・改善

以下のⅠ～Ⅳのすべての取組を行うこと。

- Ⅰ 戦略に基づく短期（1年程度）を対象とした事業計画書を作成していること
- Ⅱ 観光資源の磨き上げ、地域の「売り」となる観光資源を活用した商品の開発・販売、地域が観光客に提供するサービスの品質管理・向上・評価をする仕組みや体制を構築すること
- Ⅲ 観光客に対して地域一体となって戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーションを行うこと
- Ⅳ 広域連携DMO及び都府県域DMOについては、Ⅵ（2）〔1〕Ⅲにて策定した方針を踏まえた事業計画書を作成していること

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

〔1〕観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成

以下の①又は②のいずれかに該当すること。

- ① 取締役、理事など観光地域づくり法人の意思決定に関与できる立場で行政、文化、スポーツ、農林漁業、交通等の幅広い分野の関係団体の代表者が参画すること
- ② 観光地域づくり法人が主導して行政や関係団体をメンバーとするワーキンググループなどの委員会等を設置すること

（新）

〔3〕多様な関係者との体制構築

以下のⅠ～Ⅳのすべてに該当すること。

- Ⅰ 観光地経営戦略の作成等における合意形成において、DMOが中心的な役割を担っていること。
- Ⅱ マネジメント区域の多様な関係者による合意形成にあたっては、以下の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 取締役、理事などDMOの意思決定に関与できる立場で行政、文化、スポーツ、農林漁業、交通等の幅広い分野の関係団体の代表者が参画する形態
 - ② DMOが主導して行政や関係団体をメンバーとするワーキンググループなどの委員会等を設置する形態
- Ⅲ 合意形成の仕組みの中に、①地域が「売り」とする観光資源の関係者、②宿泊事業者、③交通事業者、④行政がすべて参画していること。
- Ⅳ 地域住民をはじめとするマネジメント区域の多様な関係者に対し、観光地経営戦略等の共有を行ない、意見の収集・反映を図ること。（但し、広域連携DMO及び都府県域DMOについては、その限りではない。）

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

〔4〕観光地域づくり法人の組織

以下の①～③のすべてに該当すること。

- ① 法人格を取得していること
- ② 意思決定の仕組みが構築されていること
- ③ 専門人材が存在すること

〔5〕安定的な運営資金の確保

観光地域づくり法人が自律的・継続的に活動するための安定的な運営資金が確保される見通しがあること。

（新）

〔4〕DMOの組織の確立

以下のⅠ～Ⅶのすべてに該当すること。

- Ⅰ 法人格の取得
- Ⅱ 意思決定機関（〔3〕Ⅱにおける「合意形成の仕組み」と同義）の設置
- Ⅲ 最終的な責任者の明確化
- Ⅳ データ分析に基づいたマーケティングに関する責任者（CMO）の設置（但し、専従を求めない。）
- Ⅴ 財務責任者（CFO）の設置
- Ⅵ 3名以上の常勤職員の配置
- Ⅶ DMO職員の満足度調査の実施と満足度に係る目標値の設定

〔5〕安定的な運営資金の確保

以下のⅠ～Ⅲのすべてに該当すること。

- Ⅰ DMOが自律的・継続的に活動するための安定的な運営資金の確保の見通し
- Ⅱ 財源計画の策定
- Ⅲ 安定財源確保率の設定と評価

（旧）

（新）

（3）登録の更新要件

DMOの更新要件は、次を除くほかは登録要件の同じとする。

① VI（2）〔1〕I 観光地経営戦略の策定 に次の⑬を加える。

⑬観光地経営戦略を踏まえた成果の分析、評価と、それを踏まえた見直し事項の整理

② VI（2）〔1〕II 各種データ等の収集・分析、KPIの設定 を次のように改める。

以下の①～④の全ての指標について、データの収集、分析及び評価を行ない、その結果を記載すること。

（但し、広域連携DMOは②と③、都府県域DMOは③について、その限りではない）。目標を達成していない場合にはその原因や見解、それを踏まえた見直し事項を記載すること。なお、目標値の設定にあたっては、国全体の目標等を踏まえ、過度に甘い水準としないこと。

①旅行消費額

②域内調達率

③住民の持続可能な観光に対する満足度

④マネジメント区域のホームページ（外国語サイトに限る）のアクセス数

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

（新）

- ③ VI（2）〔3〕多様な関係者との体制構築 に次のVを加える。
V 合意形成の仕組みの場（意思決定機関）での議事内容を公表すること。
- ④ VI（2）〔4〕観光地域づくり法人の組織の確立のVIを次のように改め、次のVIIIを加える。
VI DMO職員の満足度について、データの収集、分析及び評価を行ない、その結果を記載すること。目標を達成していない場合にはその原因や見解、それを踏まえた見直し事項を記載すること。目標値の設定にあたっては、過度に甘い水準としないこと。
VIII 基礎的な研修を受講していること。
- ⑤ VI（2）〔5〕安定的な運営資金の確保の、次のIV、Vを加える。
IV 財源計画の分析、評価及び見直しを行うこと
V 安定財源確保率について、データの収集、分析及び評価を行ない、その結果を記載すること。目標を達成していない場合には達成の状況及びその原因や見解、それを踏まえた見直し事項を記載すること。目標値の設定にあたっては、過度に甘い水準としないこと。

登録制度に関するガイドラインの一部に係る新旧対照表（案）

（旧）

（3）登録のフロー

- a. 観光地域づくり法人形成・確立計画の作成・提出（略）
- b. 観光地域づくり候補法人の登録（略）
- c. 登録観光地域づくり法人の登録（略）
 - ② 登録DMOは、3年ごとに更新登録を行うものとする。なお、「日本版DMO」として登録を受けた法人については、当該登録を受けてから3年を経過した時点で更新登録を行うものとする。
 - ③ 観光庁長官は、登録を受けてから3年を経過しても②の更新登録を行わなかった法人については、当該登録を取り消すことができるものとする。
- d. 形成計画の公表
登録DMO及び候補DMOの形成計画については、原則、観光庁ホームページで公表する。
- e. 自己点検の実施、事業報告書の作成・提出（略）
- f. 登録の取消（略）
- g. 登録内容の変更（略）
- h. 登録・報告に関する手続（略）

（新）

（4）登録のフロー

- a. 観光地域づくり法人形成・確立計画、観光地経営戦略の作成・提出
- b. 登録観光地域づくり法人の登録（略）
 - ② 登録DMOは、登録から3年ごとに更新登録を行うものとする。
 - ③ 観光庁長官は、登録を受けてから3年を経過しても②の更新登録の申請を行わなかった法人、及び、更新登録の要件確認において更新要件を満たしていることが確認されない法人については、当該登録を取り消すものとする。なお、更新要件を満たしていることが確認されなかった法人に対して、1年以内に再度更新登録を申請する意思を確認し、その意思を有することを書面で提出した法人については、1年を限度に取り消しを留保することができるものとする。
- c. 形成計画と観光地経営戦略の公表
登録DMOの形成計画と観光地経営戦略については、原則、観光庁ホームページで公表する。
- d. 自己点検の実施、形成計画、事業報告書及び事業計画書の作成・提出（略）
- e. 登録の取消（略）
- f. 登録内容の変更（略）
- g. 登録・報告に関する手続（略）

（旧）

（新）

附則

1. このガイドラインのVI（2）を除くほかは、令和7年10月1日から施行する。
2. このガイドラインのVI（2）は、令和9年4月1日から施行する。なお、令和9年3月31日までは、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン～観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりに向けて～（平成27年11月18日施行（一部改正 令和5年4月3日））」のV（2）を適用する。
3. 観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン～観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりに向けて～（平成27年11月18日施行（一部改正 令和5年4月3日））」は令和7年10月1日に廃止する。